

外国人技能実習生、異例の過労死認定 残業122時間半

掲題がプレスリリースされました。

1人の技能実習生（フィリピン人男性）の死が長時間労働によると過労死認定されました。統計とり始めて以来この種の認定はなく、異例のことです。さらに最近になり2件目の過労死認定が発生しました。

技能実習生の労働災害が年々増加、その見直し法案が衆議院法務委員会にて審議されていましたが、10月21日可決されました。

事件は岐阜県の鋳造会社でのことですが、1ヶ月に78時間半～122時間半の時間外労働をしており、従業員寮で心疾患のため27歳でなくなりました。岐阜労働基準監督署は、過労死の可能性が高いと判断しました。

衆議院本会議に上程される「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」は、コンプライアンスを厳しく求められる法律です。外国人技能実習生の労務管理については、正しく今一度見直しくくださるよう通知します。